

別記様式第30号

被 処 分 者	認 定 番 号	青森県公安委員会 第 2 0 0 0 1 8 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	有限会社プリンス運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	八戸市
処 分 年 月 日		令和 7 年 6 月 26 日
処 分 内 容		認定取消し
処 分 理 由		6 か月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないため
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 7 条第 1 項第 3 号
処分を行った公安委員会		青森県公安委員会

注 1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注 2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。